

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

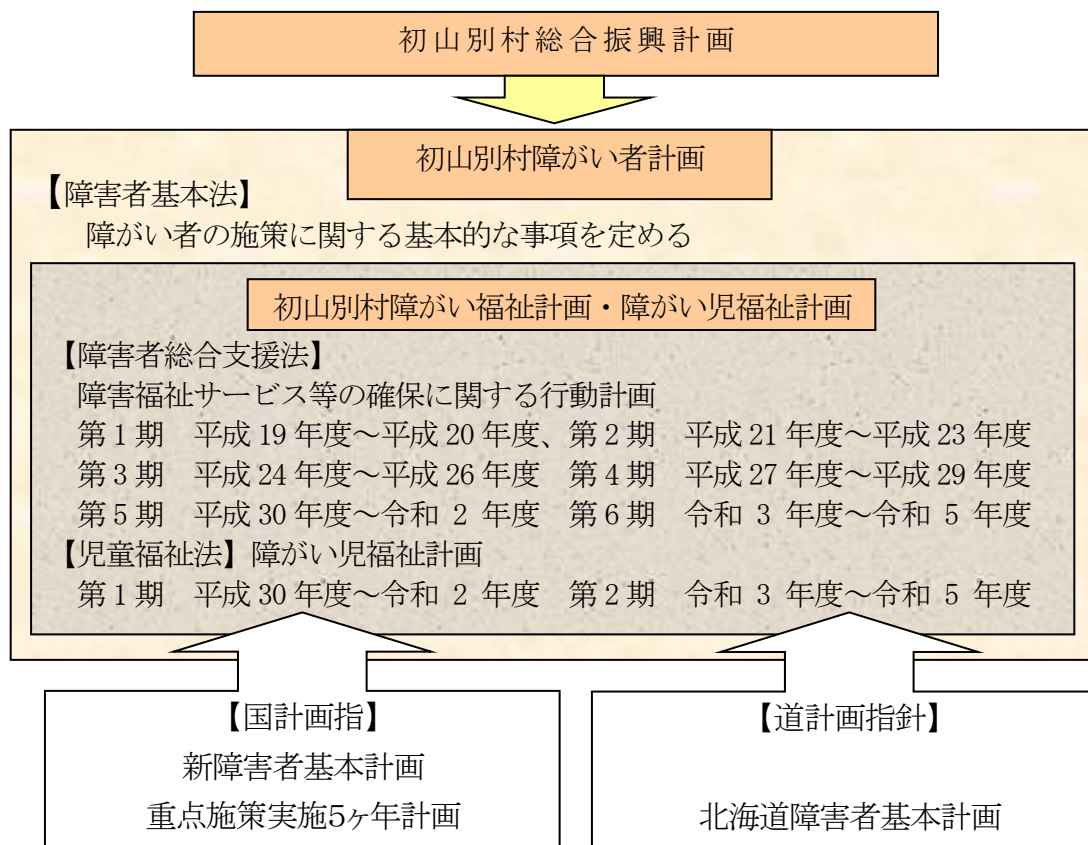
国は、障がい者の活躍の場の拡大と、民間企業の雇用促進を支援することを目的とし、令和元年6月から改正障害者雇用促進法を段階的に施行し、令和2年4月には障害者雇用促進法に基づく「週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金」と「障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度」を創設しました。また、近年、事業主に対する「差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」等の遂行が一層求められるとともに、平成30年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わるなど、障がい者の社会参加の推進を図ることとしています。

この度、第5期の計画期間が終わりを迎えるに当たり、その進捗状況を踏まえた上で、地域で共に生き生きと豊かに暮らしていける社会を目指し、本村において取り組むべき種々の課題を明らかにし、計画的に施策を推進していくために、住民のニーズに対応した福祉施策の基本的・総合的な方向を示す指針として第6期計画を策定するものです。

第2節 計画の位置づけと計画期間

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」に基づくもので、「初山別村総合振興計画」や「初山別村高齢者保健福祉計画・介護保険計画」、「初山別村子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図りながら、障がい者対策に関し、村が取り組むべき諸施策の基本的な方向と目標を示すものです。

【障がい者計画と障がい福祉計画との位置づけ】



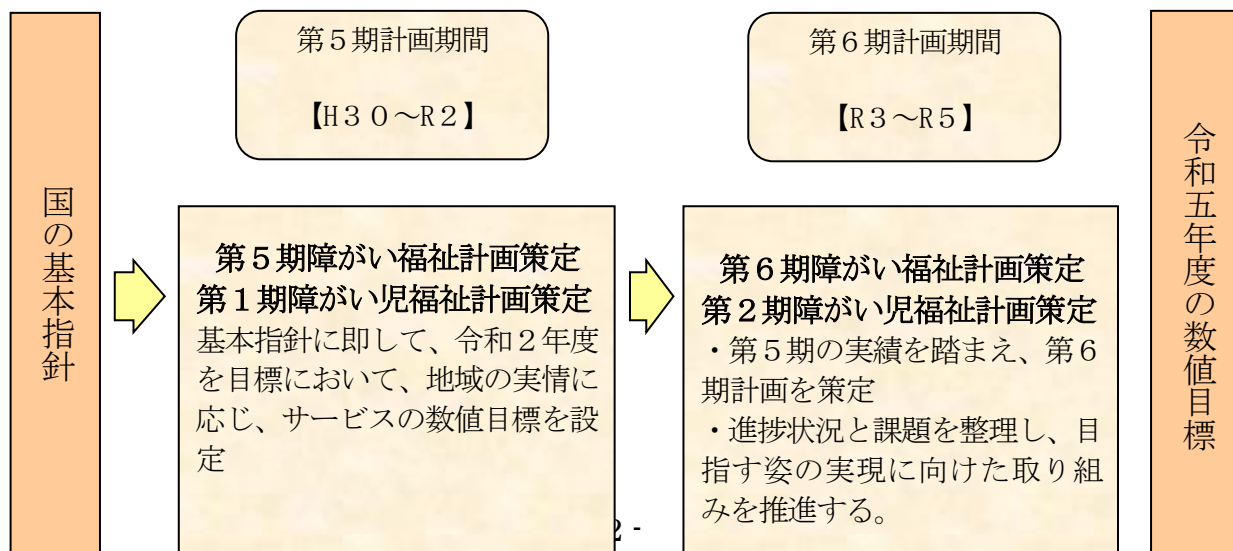
障がい福祉計画の第1期は平成20年度で終了し、第2期は平成23年度で終了、第3期は平成26年度で終了、第4期は平成29年度で終了、第5期は令和2年度で終了、第6期は令和5年度までの3ヵ年とします。

障がい児福祉計画の第1期は令和2年度で終了し、第2期は令和5年度までの3ヵ年とします。

なお、計画の内容は国・道の施策や社会経済情勢、地域の実情等の大きな変化に対応し、必要に応じた見直しを図ることとします。

【計画の期間】

平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
-----------	----------	----------	----------	----------	----------



第3節 計画の理念

障がいのある人の生活については、日常生活における質的向上や、一人の住民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、障がいのある人に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支えあうことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らしていける地域社会の構築を目指す必要があります。誰もが住み慣れた地域や家庭で、ともに生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がい者の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権を目指すという「リハビリテーション」の理念の2つの基本理念を踏まえ、本計画は、次の4つを基本的視点として引き続き推進します。

1 障がい者が自然体で暮らせる村

社会を構成するすべての人は、障がいを持った人も持たない人も、社会の構成員のひとりとして基本的人権を有します。本村では、障がい者問題は社会を構成する人々すべての問題であるとの立場に立ち、その理解の促進に努め、すべての人が自然体で暮らせる村を目指します。

2 障がい者の主体性・自主性を尊重する村

障がいを持った人自身も社会を構成する個人としての権利と責任を自覚し、社会の構成員としての役割を担い、積極的に社会参加のできる村を目指します。

また、そのために障がいを持った人自身が、主体性・自主性を持って社会活動へ積極的に参加できるように幅広い支援を行い、それに伴う生活の質（QOL）の向上を推進します。

3 すべての人にやさしい村

障がいを持った人が住みやすいと感じる、やさしい社会をつくることは、すべての人々が住みやすい社会をつくることでもあります。必要な時に必要な情報を得にくいという情報面での障壁のほか、住宅をはじめとする建築物などの物理的な障壁、そして人々の心の障壁など、すべての障壁を払拭して、すべての人にやさしい村を目指します。

4 障がい者と地域・職場・行政が協働する村

障がいを持った人自身の社会参加や社会貢献は、障がい者への理解を深めるためにも重要であり、同時にその実現のためには地域住民、企業などの理解と連携が必要となります。また、このような状況を実現するための対策には、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等、幅広い分野の連携が必要不可欠であることから、障がいを持った人と地域・職場・行政が協働する村を目指します。

第4節 計画の基本目標

基本目標1 健康と生きがいづくり

いつまでも健康で明るく暮らしたいというのは、すべての人の願いです。そのためには、障がいの発生を未然に防ぐ体制づくりと、障がいの発生を早期に発見し、その治療を行い、機能の回復を図れるよう対応できる支援体制を確立することが重要です。発生した障がいに対する様々な不安要因を軽減するためにも、胎生期から高齢期に至るすべての住民の健康に対する配慮を常に支援するため、各種健康診査体制と相談体制を充実することが必要です。

また、日常生活に生きがいをもって過ごすためには、たくさんの人たちとの交流を通してのふれあいも大切です。

しかし、現状として障がいを持った人が気軽に参加できる場は、決して多いとは言えません。今後、すべての人が分け隔てなく学術や文化芸術などの生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどの社会活動に、自主的・主体的に参加できるよう環境づくりに努めることが必要です。

基本目標2 自立して生活できるまちづくり

基本的人権を持つひとりの人間として、障がい者自身が主体性・自立性を確保し、社会活動へ積極的に参加していくことを促すと同時に、その能力が十分に発揮できるような支援の推進に努めることが求められています。

本村は、障がいを持つ人が住み慣れた地域において、自立し、主体性を持って生きていけるよう、自立に向けての能力づくり、まちづくりを支援していきます。

そのためには、早期に障がいを発見し、医療、療育、日常生活訓練、機能訓練、職業訓練等、ライフステージにおいて障がいの状況や障がい者の個性に応じた対応ができるよう、多様な自立支援サービスを提供していくことを目指します。

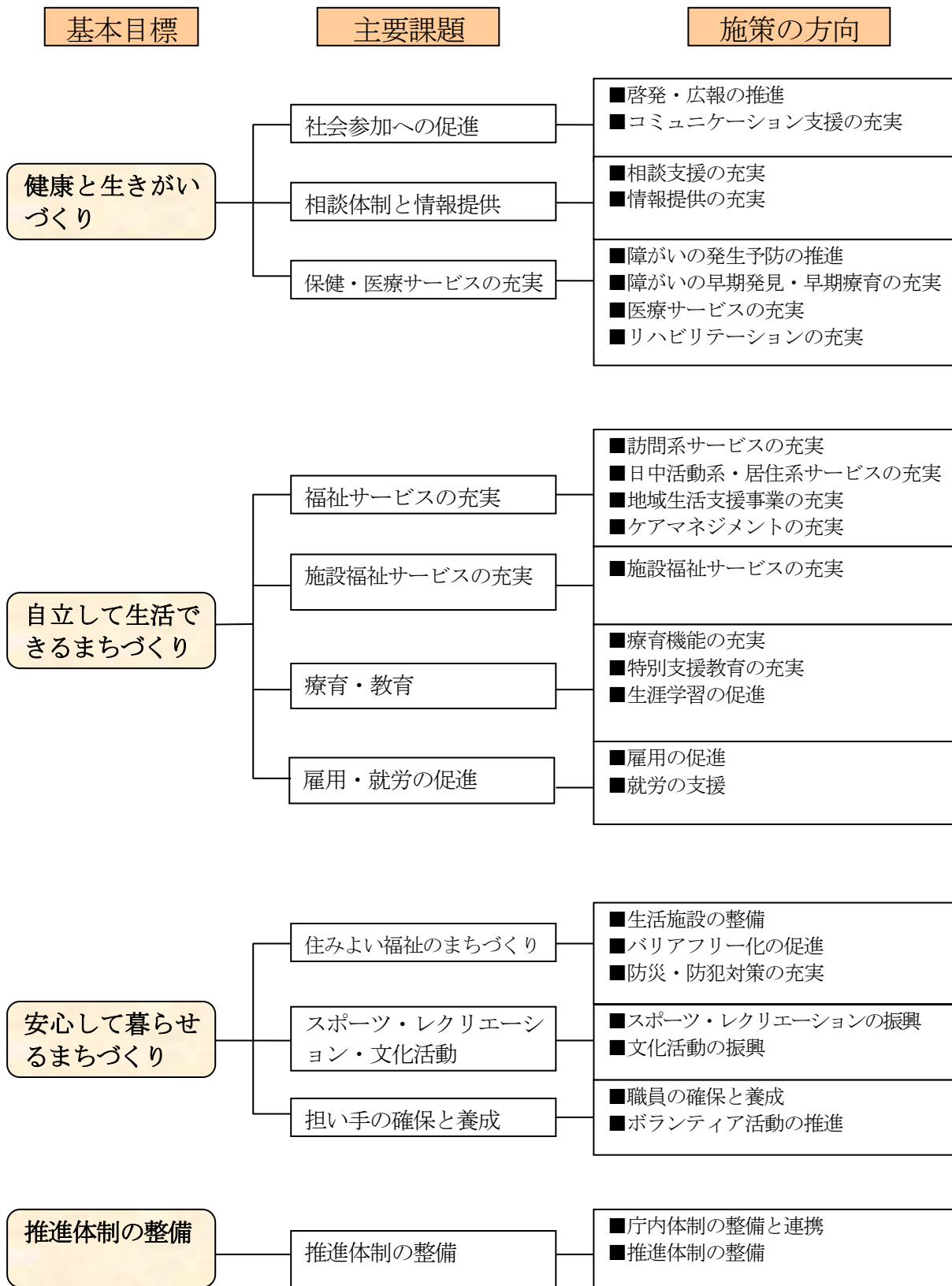
また、地域生活において必要なサービスの選択や生活設計を適切に行うためには、相談体制を充実し、障がい者の自己決定を支援していくことが必要です。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

ノーマライゼーションの理念を実現し、障がいをもつ人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、日常生活への継続的な支援を行うことが大切です。そのためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、サービス基盤を整備していくことが必要です。

また、生活全般にかかわる様々な問題について気軽に相談を受け、的確に応えられる体制づくりや、利用制度のもとで障がい者がサービスを適切に利用できるための情報提供が、今後さらに重要になります。

第5節 施策の体系



第2章 初山別村の障がい者の現状

第1節 人口の推移

令和元年度の住民基本台帳における本村の人口総数は、1,143人で平成29年度の人口に比べ39人（約3%）の減少となっています。また、平均世帯人員においても平成29年度の2.17人から令和元年度には2.11人と減少しています。これらは、出生率の低下をはじめとする社会経済の著しい変化などによるものが要因と考えられます。

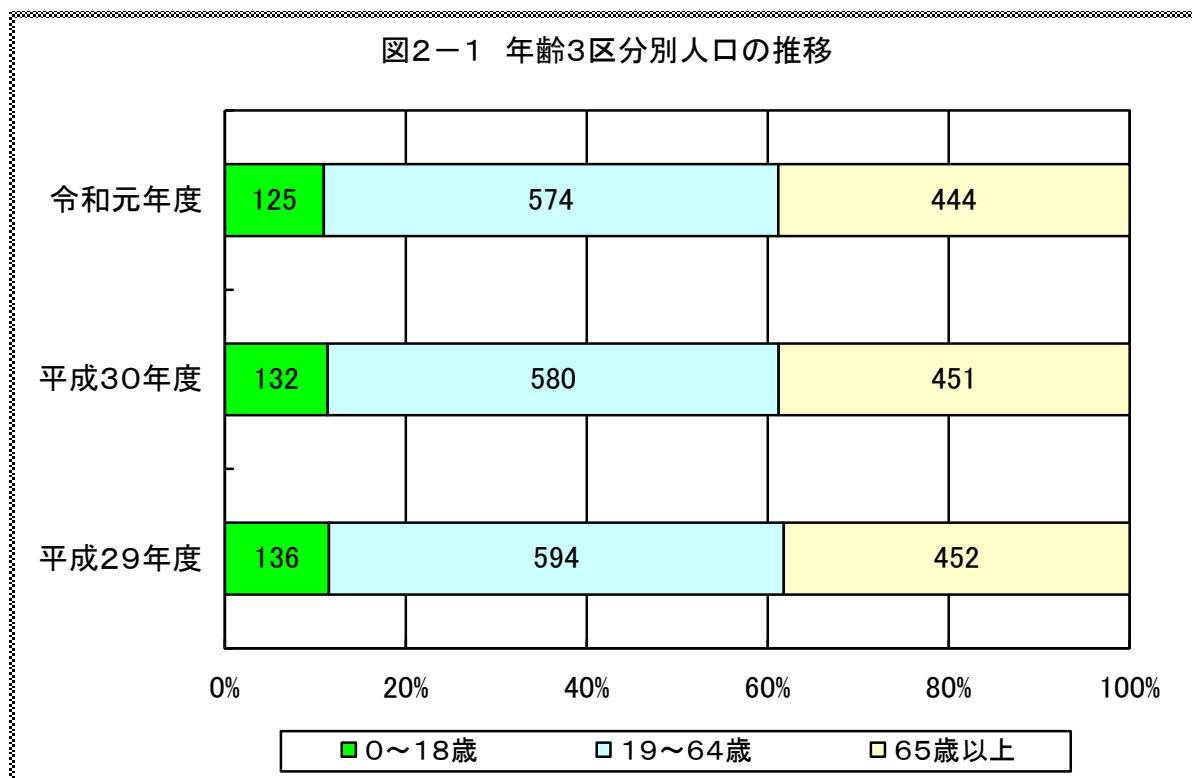
年齢3区分別の人口推移をみると、図2-1に示すとおり、19歳未満の人口比率が減少して65歳以上の高齢者人口は減少傾向となっているが、全体に占める割合は若干ではあるが伸びており、過疎化と高齢化が進行していることがわかります。

表2-1 人口の推移

区 分	29年度	30年度	元年度
総人口	1,182人	1,163人	1,143人
男	578人	559人	548人
女	604人	604人	595人
世帯数	543世帯	537世帯	540世帯
平均世帯人員	2.17人	2.16人	2.11人

(住民基本台帳) (注: データは、各年度3月31日現在)

図2-1 年齢3区分別人口の推移



第2節 障がい者等の現状

1 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は、表2-2に示すとおり令和元年度には65人であり、総人口1,143人のうち5.7%を占めています。

障がいの種類別では、表2-3に示すとおり令和元年度は肢体不自由が48人(63.2%)で最も多く、次いで内部障がい15人(19.7%)などとなっています。

障がいの等級別では、表2-4に示すとおり令和元年度では4級保持者が最も多く19人(29.2%)となっており、高齢化に伴う重度化が進んでいるものと考えられます。

表2-2 身体障がい者手帳所持者数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	1,182人	1,163人	1,143人
身体障がい者	60人	66人	65人
身体障がい者(18歳未満)	0人	0人	0人
身体障がい者(18歳以上)	60人	66人	65人

(注：データは、各年度3月31日現在)

表2-3 身体障がい者の障がい種類別人数

(単位：人、%)

区 分	29年度	割合	30年度	割合	元年度	割合
視覚障がい	2	2.9%	2	2.5%	2	2.6%
聴覚平衡機能障がい	10	14.3%	10	12.7%	10	13.2%
音声言語機能障がい	1	1.4%	1	1.3%	1	1.3%
肢体不自由	45	64.3%	51	64.6%	48	63.2%
内部障がい	12	17.1%	15	18.9%	15	19.7%
計	70		79		76	

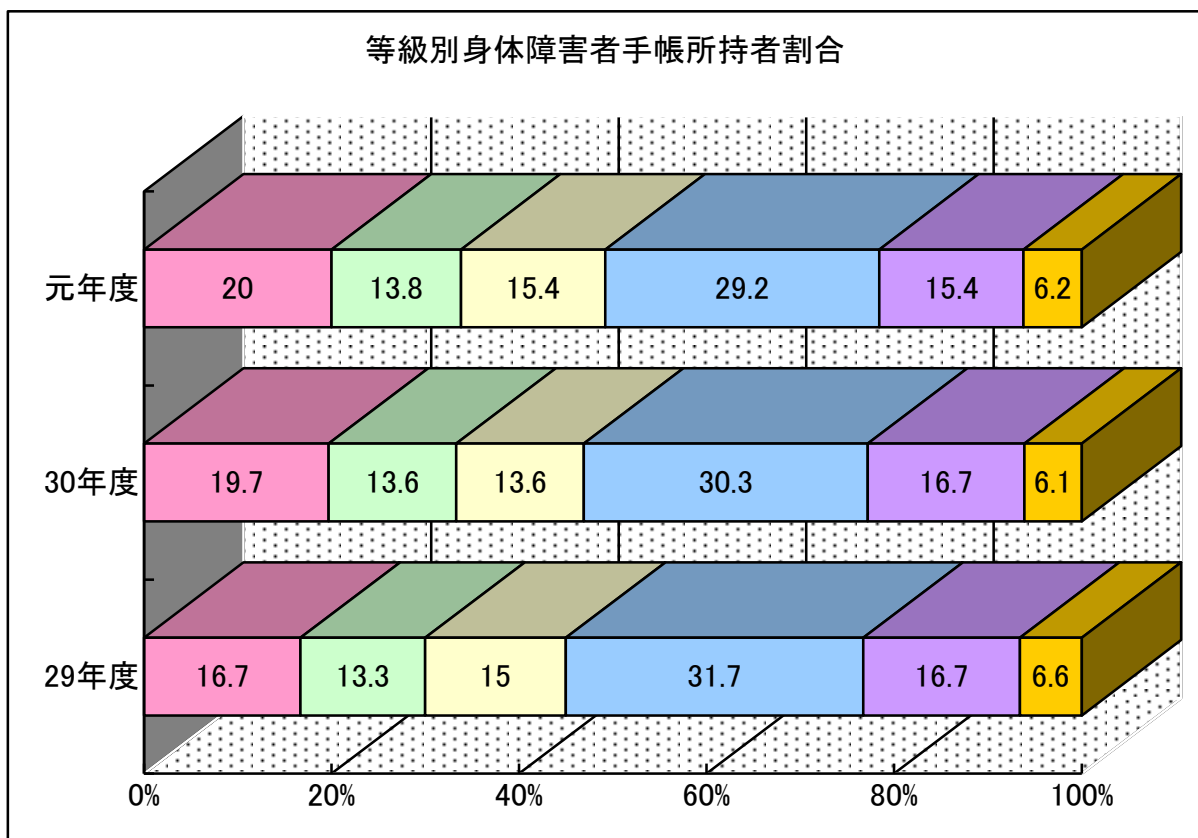
(注：データは、各年度3月31日現在)

表 2 - 4 身体障がい者手帳の等級別人数

(単位：人、%)

区分	29年度	割合	30年度	割合	元年度	割合
1級	10	16.7%	13	19.7%	13	20.0%
2級	8	13.3%	9	13.6%	9	13.8%
3級	9	15.0%	9	13.6%	10	15.4%
4級	19	31.7%	20	30.3%	19	29.2%
5級	10	16.7%	11	16.7%	10	15.4%
6級	4	6.6%	4	6.1%	4	6.2%
計	60		66		65	

(注：データは、各年度3月31日現在)



2 知的障がい者

療育手帳の交付者数は、表2-5に示すとおり令和元年度は18人であり、総人口1,143人のうち1.6%となっております。

障がいの程度別では、表2-6に示すとおり令和元年度はA判定（重度・最重度）11人、B判定（軽度・中度）7人となっております。

また、本村の関連施設等の状況は、表2-7のとおりです。

表2-5 療育手帳交付者数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総 人 口	1,182人	1,163人	1,143人
知的障がい児・者	19人	19人	18人
知的障がい児 (18歳未満)	2人	2人	1人
知的障がい者 (18歳以上)	17人	17人	17人

(留萌保健福祉事務所) (注：データは、各年度3月31日現在)

表2-6 療育手帳の程度別年齢別人数

(単位：人、%)

区 分	29年度	割合	30年度	割合	元年度	割合
A判定18歳未満	1	5.3%	1	5.3%	1	5.6%
A判定18歳以上	10	52.6%	10	52.6%	10	55.5%
B判定18歳未満	1	5.3%	1	5.3%	0	0%
B判定18歳以上	7	36.8%	7	36.8%	7	38.9%
計	19		19		18	

(注：データは、各年度3月31日現在)

表2-7 知的障がい者関連等の状況

(単位：人)

区 分		入所	入居
地域生活支援事業	初風（グループホーム）	—	6
地域生活支援事業	初風Ⅱ（グループホーム）	—	6
障害者支援施設	初山別学園	40	—
障害者支援施設	風連別学園	30	—
計		70	12

※数値は定員（R2.12現在）

3 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、表2-8に示すとおり、令和元年度5名となっています。

なお、手帳保持者は少ないですが、うつ病などで精神的なケアが必要な方が増えてきています。

表2-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区 分	29年度	30年度	元年度
総人口	1,182人	1,163人	1,143人
精神障がい児・者	5人	5人	5人
精神障がい児（18歳未満）	0人	0人	0人
精神障がい者（18歳以上）	5人	5人	5人

(注：データは、各年度3月31日現在)

第3節 障がい者福祉施策の概要

1. 公的サービス提供の状況

1) 身体障がい者サービス利用者の状況

身体障がい者サービスについては、表3-1のとおりとなっています。

表3-1 身体障がい者サービス利用者の状況

(単位：人)

区 分	支給決定者数（人）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所施設利用者	0	0	0
通所施設利用者	0	0	0

(注：データは、各年度3月31日現在)

2) 知的障がい者サービス利用者の状況

知的障がい者サービスについては、表3-2のとおりとなっています。

表3-2 知的障がい者サービス利用者の状況

(単位：人)

区 分	支給決定者数（人）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所施設利用者	0	0	0
通所施設利用者	0	0	0
施設入所支援利用者	9	10	8
グループホーム利用者	4	4	3

(注：データは、各年度3月31日現在)

3) 訪問系サービス事業における支給決定者の状況

訪問系サービス事業における支給決定者の状況は、表3-3のとおりとなっています。

表3-3 訪問系サービス事業における支給決定者の状況

(単位：人)

区 分	支給決定者数（人）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0
同行援護	0	0	0
行動援護	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0

(注：データは、各年度3月31日現在)

4) 日中活動系サービス事業利用者の状況

日中活動系サービス事業については、表3-4のとおりとなっています。

表3-4 日中活動系サービス事業利用者の状況

(単位：人)

区 分	支給決定者数（人）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活介護	9	9	7
自立訓練（機能訓練）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0
就労移行支援	0	0	0
就労継続支援B型	3	3	3
療養介護	2	1	1
短期入所	1	0	0

(注：データは、各年度3月31日現在)

5) 障害児通所支援利用者の状況

障害児通所支援については、表3-5のとおりとなっています。

表3-5 障害児通所支援利用者の状況

(単位：人)

区 分	支給決定者数（人）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童発達支援	1	1	1
放課後等デイサービス	3	2	1

(注：データは、各年度3月31日現在)

6) 補装具の支給状況

身体障がい者手帳交付者を対象に、身体上の障がいを補うための補装具の支給が受けられます。各年度別の実績は、表3-6のとおりとなっています。

表3-6 補装具の支給状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間支給件数（件）	2	2	2
年間支給額（円）	599,629	100,524	150,498

(注：データは、各年度3月31日現在)

7) 日常生活用具の給付状況

重度身体障がい者及び重度障がい児・者を対象に、日常生活用具の給付又は住宅改修費の給付が受けられます。各年度別の実績は、表3-7のとおりとなっています。

表3-7 日常生活用具の給付状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間給付件数 (件)	8	9	10
年間給付額 (円)	500, 356	451, 270	588, 389

(注：データは、各年度3月31日現在)

8) 更生医療の給付状況

18歳以上の身体障がい者を対象に、一般医療によって身体上の障がいに対し、日常生活や職業生活を行っていくうえで必要な障がいを軽減、改善したり、日常生活能力等を回復させたりする医療を行う医療費の一部を助成するものです。各年度別の実績は、表3-8のとおりとなっています。

表3-8 更生医療受給者数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	0
肢体不自由	0	1	0
心臓障がい	0	0	0
じん臓障がい	3	5	3
肝臓機能障がい	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	3	6	3

(注：データは、各年度3月31日現在)

2 人的資源の状況

1) 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員

障がい者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、福祉事務所等関係機関の業務に対する協力、地域活動を推進しています。

表3-9 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の定数

(単位：人)

区 分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
定 数	8	0	0

(住 民 課)

第3章 各種施策の課題・目標と具体的な方策

第1節 社会参加への促進

すべての人が個人として人権を尊重され、社会の一員として社会参加・参画の権利を平等に有しています。

しかし、障がい者を取り巻く社会環境においては、交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サービス等の欠如等による文化・情報面での障壁、障がい者を庇護するべき存在としてとらえる等の意識上の障壁があります。また、これらの障壁により様々な権利を制約され社会的に不利な立場におかれ、生活などに不便さを感じている場合が多いことも否定できません。

「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現」や「本人が希望する暮らしの実現」を「あたりまえ」にしなければなりません。ノーマライゼーションの理念の浸透を図ることにより、すべての人にとってバリア（障壁）のない社会をつくることができると考えます。

障がい者に開かれた地域社会を実現するためには、多くの人が障がい者の実状を理解し、障がい者が直面している問題を自分の問題として考えることが必要です。障がい者自身の社会参加への意識の高揚を図るとともに、すべての人が参加しやすい環境づくりを推進するため、必要な障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等のサービス提供を推進する体制づくりを進めます。

1 啓発・広報の推進

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加を進めていくためには、村民の一人ひとりが障がい者問題について、意識の共有と正しい理解が必要です。

【施策の方向】

■ 障がい者に対する理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及や各種行事等を行い、村民への啓発・広報の推進に努めます。

また、障がい者団体等との話し合いの場を設けながら、住みよい村づくりに向け、広報「しよさんべつ」を活用した広報活動を推進するとともに、障がい者がサービス提供を受けるときに、わかりやすい資料を作成するなど、福祉サービスのPRに努めます。

2 コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がい者に対する制度やサービスは制度改正により、複雑かつ情報の収集が困難であったりします。このため、障がいの種類や状態に応じた的確な情報提供や相談、助言ができるような体制の整備が必要です。特に、視覚障がい者、聴覚障がい者などに対しては点訳、手話通訳サービスの利用促進などを図っていくことが必要です。

【施策の方向】

- ◇ 障害者総合支援法の成立により、村が実施主体となった「地域生活支援事業」において、意志の疎通を図ることに支障がある、聴覚障がい者への手話通訳者や要約筆記者の派遣事業「コミュニケーション支援事業」の実施を検討します。
- ◇ 初山別村のホームページを活用するとともに、初山別村民生委員協議会の協力を得ながら情報伝達の円滑化を図ります。

第2節 相談体制と情報提供

障がい者やその家族が日常生活していくのに必要な情報や支援、要望について、障がい者等が気軽に相談できる体制が必要です。障がい者が日常生活の中で抱えている諸問題は、年齢、障がいの内容、程度等により異なってきます。障害者総合支援法に基づき平成18年10月からは、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対する相談支援については、村が実施主体となり、適切なサービスを提供するために総合的な相談支援体制を整備します。

1 相談支援の充実

【現状と課題】

障がい者にきめ細かいサービスを提供していくためには、施策などの実施を包括的に支援する推進体制が不可欠です。

指定相談支援事業者との委託、高齢者に対する業務については、地域包括支援センターとの連携についても推進していきます。

【施策の方向】

- ◇ 基幹相談支援センターを設置し、関係機関とのネットワークを構築します。
- ◇ 障がい者の相談指導やリハビリテーション、情報提供等を総合的に行う相談支援事業の充実を図ります。
- ◇ 精神障がい者に対する相談支援について、留萌保健所などの関係機関との連携を図りながら充実します。
- ◇ 基幹相談支援センターと連携をはかり、障がい者の抱える課題を明らかにしていきます。
- ◇ 留萌中部地域発達支援センター（2町1村による共同設置）と連携を図り、発達障がい

関する相談支援を充実します。

- ◇ 在宅の障がい者のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、保健師による各種健診後の相談指導を充実するとともに相談体制の充実を図ります。
- ◇ 各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に応じます。

2 情報提供の充実

【現状と課題】

障がい者の特性から、障がい者自身が自ら情報を入手することは、難しいこととなっています。

【施策の方向】

- ◇ 初山別村に設置されている初山別学園等の情報は、広報「初山別・風連別学園だより」等を通じて啓発するとともに、民生委員・児童委員と連携を密にして、個々の実情にあった情報を提供します。

第3節 保健・医療サービスの充実

障がいの発生を予防するため、健康診査等の保健事業を推進することが大切と考えます。また、障がいの早期発見・早期治療を行うことはその予防の軽減を図っていく上で重要であります。障がいのある人が適切な医療・療育を受けられるよう体制を整備します。

1 障がいの発生予防の推進

【現状と課題】

障がいの重度化・重複化の防止のために、専門機関との連携を図ることが必要です。発達障がいや病気等に対する正しい知識を普及啓発を行います。

【施策の方向】

- ◇ 妊産婦、乳幼児に対して、健康相談等の母子保健事業を推進します。
- ◇ 子育てに対する心理的不安を解消できるように、講演会や気軽な相談場所を提供し、一人で悩みを抱え込まない環境づくりを目指します。
- ◇ 成人に対して、健康診査の受診率の向上などを図ります。また、生活習慣病である脳卒中や糖尿病などの早期発見、早期治療ができる支援体制の確立に努め、健康寿命の延伸を目指します。
- ◇ 留萌保健所と連携を図りながら、精神保健相談など、ニーズに応じた相談を行い、こころの病の発生予防に努めます。
- ◇ 介護予防事業を積極的に推進し、虚弱高齢者の機能向上を図り、高齢者の自立した生活環

境づくりを促進します。

2 障がいの早期発見・早期療育の充実

【現状と課題】

健康を保持・増進するとともに、乳幼児期を始めとする健康診査や保健指導・相談事業を実施しています。また、安心してすこやかな子を出産できるよう、プレママ健診費等を助成し、母子手帳交付時や、支給申請時に随時相談が受けられるよう、保健師が対応しています。

乳幼児期においては、「こんにちは赤ちゃん事業」を推進します。発達障がいや、疾病の早期発見等を目的に各種乳幼児健診を実施し、疾病の疑いのある乳幼児に対して精密検査受診票を交付し、早期に適切な治療及び療育機関との連携を図っています。

【施策の方向】

- ◇ 健康診査や相談体制を充実し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。
- ◇ 障がいに応じて、早期から必要な福祉サービスや相談が受けられるよう努めます。
- ◇ プレママ健診費等の助成を通じ、健康で安全な出産を目指し、健やかな子育てを目指します。

3 医療サービスの充実

障がい者が必要とする一般医療や救急医療、歯科診療を安心して受けることができるよう医療サービスを充実します。

【現状と課題】

医療費助成制度については、乳幼児医療費の助成や重度障がい者への重度心身障がい者医療費の助成等を実施しています。

医療機関の受診については、障がいのある方が保健、医療、福祉の連携により、よりスムーズに受診しやすい環境整備を目指します。

【施策の方向】

- ◇ 安心して医療が受けられるよう、乳幼児医療費助成、重度心身障害者医療費助成の充実を図っていきます。
 - (1) 医療費助成制度の充実
乳幼児（18歳未満）に対して乳幼児医療費助成に関する条例により、また、重度心身障がい者及びひとり親家庭に対して重度心身障がい及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例により、医療費の一部を助成しています。
 - (2) 医療機関受診体制の充実
安心してスムーズに受診できるように、医療機関との連携や協力関係の一層の強化を図り、受診しやすい環境を整備していきます。
 - (3) 救急医療機関との連携

疾患等による搬送については、北留萌消防初山別支署と連携をはかり、退院後のサポート体制についての充実を図ります。

4 リハビリテーションの充実

リハビリテーションは、単に障がい者の運動機能の回復を目指すだけでなく、すべてのライフステージにおいて医療、教育、福祉、労働等多方面から障がいの程度に即した適切な支援を行い、全人的な可能性の追求を目指す総合的な体系です。この過程の一環として、障がいの軽減を図り障がい者の自立を促進するため、リハビリテーションの充実を図ります。

【現状と課題】

乳幼児期における必要なリハビリテーションは、留萌中部地域発達支援センターで実施しています。また、障がい児保育を併用し療育を受けている子もいます。

【施策の方向】

- ◇ 乳幼児段階での障がいの早期発見のため、保健師とともに家庭訪問を進めます。
- ◇ 発達障がい児が適切な療育が受けられるよう、留萌中部地域発達支援センター、基幹相談支援センターと連携を強化します。

第4節 福祉サービスの充実

障がいのあるすべての人が健やかで、地域で自立して豊かに暮らせる社会の実現に向けて、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的、質的充実に努めるとともに、自立した生活の確立の支援が必要です。日常生活の中で、できるだけ自立して暮らせるように、様々な援助が必要です。それには、補助具や日常生活具などハード面の援助とホームヘルパーや入浴サービスなどのソフト面での援助があります。それぞれの障がい、生活形態にあわせ、さまざまな「援助」つまり「サービス」が受けられることが必要です。

障害者総合支援法の施行により、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、障がい者福祉サービスの体系が見直されました。障がいの種別に関係なく、障がいのある人々が必要とするサービスを利用でき、地域で生活することが可能となるよう支援していきます。

また、関係機関、福祉サービス事業者、各種施設等によるネットワーク体制を確立し積極的な活用を図ります。

1 訪問系サービスの充実

【現状と課題】

障がいの重度化・重複化や障がい者・介助者及び援助者の高齢化に伴い、家族の介護能力だけでは、解決できない場合が考えられます。住み慣れた地域で安心・安全な生活を支援するた

めに、訪問系サービスの一層の充実を図る必要があります。

当村では、支援費制度のもと訪問系サービスとして、居宅介護サービスを実施してきましたが今後も、障害者自立支援法のもとで、きめ細やかなサービスの提供に努める必要があります、障がい者が地域で安心して、主体的に生活を営んでいけるよう、施策の充実に取り組むことが重要です。

【施策の方向】

- サービス提供事業者に対し、今後新たなサービス提供が見込まれる精神障がい者や、24時間サービスを必要とする障がい者へのサービス拡充に向け働きかけていきます。
- 障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

2 日中活動系・居住系サービスの充実

【現状と課題】

本村では、支援費制度のもと日中活動系・居住系サービスとして、生活介護事業、就労継続支援事業、地域生活援助事業（グループホーム）、知的障がい児のデイサービス事業などのサービスを実施してきましたが今後も、障害者総合支援法のもとで、きめ細やかなサービスの提供に努める必要があります、障がい者が地域で安心して、主体的に生活を営んでいけるよう、施策の充実に取り組むことが重要です。

【施策の方向】

- ◇ 障がいの程度や社会適応能力などにより、生活形態を選択できるようなケアホーム、グループホームといった生活の場の充実を図るため、公営住宅のグループホーム化の検討などにより、グループホームなどを設置する社会福祉法人などへの事業拡大を支援します。
- ◇ 日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する放課後児童等デイサービス事業所、創作的活動や生産的活動の機会などを提供する生活介護事業所、一般就労への移行を目的にした作業所など、障がい者の日中活動の場の拡充の支援を検討します。

3 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

障がい者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障がい者などからの相談に応じ、必要な情報提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

【施策の方向】

- ◇ 障がい者が余暇活動、社会参加または日常の生活において円滑に外出できるよう、障がい者の移動を支援する移動支援事業の充実を図ります。
- ◇ 日中の一時的預かりのニーズに対応するため、地域生活支援事業の日中一時支援の利用を検討します。
- ◇ 障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活

用具の給付と事業の周知に努めます。

4 ケアマネジメントの充実

【現状と課題】

適切なサービスを利用できるように、より綿密な個別支援計画の充実を図っていくことが求められます。その中で、相談支援機能や一貫したケアマネジメントができる支援体制の整備が必要です。

【施策の方向】

- ◇ 自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身等の障がい者に、適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、専門的な相談体制の確保を働きかけます。
- ◇ 地域包括支援センターとの連携を推進します。
- ◇ 総合相談窓口の設置
障がい者やその家族から寄せられる相談に総合的に対応できるよう、担当部署の連携強化を図り、総合相談窓口の設置を目指します。
専門的な分野については、相談支援に携わる各機関と連携を図り対応します。
- ◇ 地域での相談機能の周知
民生委員・児童委員の周知を行い、相談からサービス提供までを円滑に行うための連絡体制を強化します。

第5節 施設福祉サービスの充実

障がいのある人が、施設等から地域生活への移行を推進するためには、その人の意向を尊重しつつ、保護者、関係者及び地域住民の地域福祉への理解を促進するとともに、地域での生活を念頭に置いた社会生活適応力を高めるための拠点づくりが必要となります。

施設サービスに対するニーズの多様化とともに、地域における在宅福祉のニーズも高まってきており、施設機能を活用した短期入所・日中一時支援・ボランティアの受け入れ等、地域に開かれたサービスの展開も求められています。

今後も、このような障がい者施設を、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置づけ、活用する必要があります。

1 施設福祉サービスの充実

【現状と課題】

現在、本村には障がい者支援施設施設2ヶ所、グループホーム2ヶ所があります。今後もこれらの施設を核として社会復帰・社会参加に対する支援体制の連携・充実に努めます。

【施策の方向】

- ◇ 障がい者の日中活動の場の整備を図り、障がい種別を越えた相互利用を進めます。

- ◇ 地域に根ざした福祉体制の確立と、地域住民の理解と交流の一層の促進を目指します。
- ◇ 既存の障がい者施設を活用し、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置づけ、活用します。

第6節 療育・教育

障がいのある子ども達の発達レベル、障がいの状況は多種多様です。子どもたちはそれぞれ多様な療育・教育ニーズを持っています。そのため、障がい児の療育・教育については、社会的に自立した生活を目指して、一人ひとりの障がいの種類、程度、能力、適性等に応じた適切な指導が受けられるよう、必要な諸条件の改善が必要です。

障がい児一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会を確保されなければなりません。

1 療育機能の充実

【現状と課題】

乳幼児期・児童期の障がいのある子どもに対する保健、福祉、医療、教育部門との連携が不十分なため、早期対応が図られていない場合があります。また、障がいの判断が難しい場合が多く、適切な環境作りを進めることが困難な場合があります。

障がいをもつ子どもや発達障がいの疑いが認められる児童は、留萌中部地域発達支援センター（2町1村による共同設置）に通園し、専門の指導員の指導を受けられるよう支援体制を図っていますが、より内容を充実することが今後の課題と考えます。

【施策の方向】

- ◇ 留萌中部地域発達支援センターと連携し、障がいを持った児童の子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、早期療育・発達相談体制の充実を図ります。

2 特別支援教育の充実

【現状と課題】

本村では、児童・生徒一人ひとりの能力に応じた効果的な指導ができるよう、児童・生徒の適性に応じて特別支援学級と普通学級の交流学习を積極的に進めつつ、児童・生徒相互の信頼関係を深めながら、一人ひとりの子どもが生きがいを持てる学級・学校を目指しています。

【施策の方向】

- ◇ 教育分野では、障がいのある児童・生徒に最も適した教育が受けられるよう、初山別村特別支援連携協議会を中心とした体制整備に努めるとともに、教育現場においては校内体制を充実し、適切な指導体制・環境改善に努めています。

また、学齢期における学校との連携や、乳幼児期や学齢期、学校卒業後の就労や生活支援

機関との引継ぎ等を円滑にできるよう努めます。

3 生涯学習の促進

【現状と課題】

誰もが豊かな生活を送っていくことが必要であり、特に、外出機会の少ない障がい者も積極的に社会参加を行い、それぞれのニーズと好みに合わせた学習、スポーツ、文化活動を行える機会や場の設定が必要です。今後は、障がい者の学習活動等、生涯学習を積極的に支援していくとともに、障がい者が利用しやすい施設や参加しやすい条件づくりなど、工夫していく必要があります。

【施策の方向】

- ◇ 障がい者のニーズに対応した、学習、文化、スポーツ活動を促進するために、多様な学習活動に参加できる機会の提供を図ります。

第7節 雇用・就労の促進

障がい者自身の努力や意欲的な活動を実現するうえで、障がい者が安心して仕事に就ける場や機会を確保することは、とても重要なことであり、ひいては障がい者の自立を促進することになります。障がい者が、職業的自立をすることとは、社会の一員としての自覚を持つ社会的側面、生計を維持する経済的側面、生きがい等の精神的側面という3つの側面を持っています。どの側面からみても職業的自立は大切であり、就労が重要な課題と考えます。

雇用については、各種法律に基づいて障がい者に対する雇用促進への取り組みを国、道が行うこととされており、年々事業主の認識と理解は深まりつつあり、障がい者の雇用状況は改善されてきています。しかし、雇用率から見ると法定雇用率を下回っているのが現状です。そのため、障がい者雇用の拡大が大きな課題と考えます。

1 雇用の促進

【現状と課題】

障がい者は、その障がいのため就職したくてもなかなか就職できない厳しい状況にあり、地域の事業所に障がい者の雇用を期待するだけでは就労の促進が図れない状況にあります。

障がい者の雇用の拡大に向けて具体的な方策を関係機関が検討していくことが課題です。

【施策の方向】

- ◇ 障がいのある人の雇用を促進するため、公共職業安定所などと連携し雇用の促進を図ります。また、障がいにある人の雇用について、関係機関等と連携を図りながら、事業主に対して障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と支援が得られるよう努めます。

2 就労の支援

【現状と課題】

障がいの種類や程度によっては、一般の企業で働くことが難しい人も多く、こうした人たちのために、福祉的就労の場を確保することが必要となります。

【施策の方向】

- ◇ 障がい者の職場定着を促進する公共職業安定所と連携し、就労を支援します。また、本村では、知的障害者授産施設（通所）が設置されており、地元素材を活かした製品づくりを通じて地域産業の振興を図る活動を始めています。今後も、授産施設に対する支援強化に努め、地域と連携を図りながら就労の場の充実に努めます。今後は、より一層製品の高品質化を支援していきます。
- ◇ 村の宿泊施設や、道の駅などへの、就労について今後も支援していきます。

第8節 住みよい福祉のまちづくり

障がい者や高齢者が地域の中で安心して生活できるとともに、より積極的な社会参加ができるよう、障がい者などの特性やニーズに対応した総合的な村づくりに取り組む必要があります。

1 生活施設の整備

【現状と課題】

障がい者が地域の中で安心して生活できるように、障がい者の日常生活に配慮した住宅の整備を促進することが必要です。

【施策の方向】

- ◇ 障がい者が地域の中で安心して生活できるように、公共施設等の整備改善を図るとともに、住宅等の整備改善を積極的に推進します。

2 バリアフリー化の促進

【現状と課題】

公共施設や道路におけるバリアフリー対策は、整備を進めていますが、十分とは言えない状況です。障がい者にとって暮らしやすいまちづくりとは、生活環境の中にある様々な物理的バリア（障壁）を取り除き、すべての人にとって暮らしやすい、やさしいまちづくりであると考えます。

【施策の方向】

- ◇ 村内におけるバリアフリーの現状を把握するとともに、障がい者や高齢者の利用に配慮しスロープなどの施設整備に努めます。

3 防災・防犯対策の充実

【現状と課題】

防災・防犯対策に関して、障がいの種類や程度に応じた適切な支援体制などを充実していくことが課題です。

【施策の方向】

- ◇ 災害時要援護者の把握
災害時要援護者の生活実態や世帯構成等を把握するよう努めます。
- ◇ 要援護者支援対策の体制整備
災害時要援護者に係る情報の伝達や安否確認、避難所における適切な支援などが実施できるよう体制整備を図ります。
- ◇ 地域コミュニティと防災意識の醸成
地域住民に対し、防災に関する知識の普及・啓発を図るとともに、災害時要援護者への対応方法などについても周知を図ります。また、災害時要援護者自らが普段から地域の住民との交流を深め、非常時に際して避難誘導などを依頼できるような関係を築いておくよう啓発します。
- ◇ 地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、事業所を利用する人の安全確保に努めます。

第9節 スポーツ・レクリエーション・文化活動

障がい者のゆとりや生きがいのある生活の実現のためには、社会参加が重要です。その1つとして、スポーツやレクリエーション・文化活動への参加が有効な手段として考えられます。

障がい者が日常生活の中で気軽にいろいろなスポーツや文化・レクリエーション活動を楽しみ、地域の人々とのふれあいの場となるよう内容・機会の充実を検討します。

また、指導者などの人材育成を推進していきます。

1 スポーツ・レクリエーションの振興

【現状と課題】

障がい者のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、高齢者や障がい者等が参加するふれあいの場の提供など支援が課題と考えます。

【施策の方向】

- ◇ パークゴルフやゲートボールは手軽に楽しむことが出来るスポーツであり、村内で整備を進めてきた施設を活用できます。身体障がい者福祉協会、スポーツ推進委員やスポーツ関係団体等とも連携を図りながら、障がい者が楽しく参加できる体制づくりを推進します。

2 文化活動の振興

【現状と課題】

障がい者の芸術・文化行事、村内のイベント等に参加する機会を拡充するとともに、気軽に参加できる支援体制等の整備が必要です。

【施策の方向】

◇ 障がい者が村内のイベントや芸術・文化活動に気軽に参加しやすいように、文化協会と連携し体制づくりを推進します。

第10節 担い手の確保と養成

この計画を推進していくためには、庁内の担当部局が中心となり、国、道、障がい者団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等や住民の協力が不可欠です。また、多くの人材を必要とすることから、人材の確保と養成が急務と考えます。

1 職員の確保と養成

【現状と課題】

今後、この計画を推進していくためには、特に福祉分野で多くの人材を確保及び養成することが課題と考えます。

【施策の方向】

- ◇ 心のこもったサービスを提供するため、初山別村社会福祉協議会など福祉分野での職員の確保と養成に努めます。
- ◇ 村の担当部局において、専門的資格者の養成を進めます。

2 ボランティア活動の推進

【現状と課題】

村民のボランティア活動に対する理解を深め、いつでも・誰でも・どこでも、気軽に喜びを持って、ごく自然に助け合う社会の形成を目指すため、本村では、社会福祉協議会がボランティア活動を積極的に推進し、各団体とボランティア活動を行っています。

今後は、より多くの人々がボランティア活動に参加するよう、ボランティアの育成や普及啓発などを推進することが課題です。

【施策の方向】

- ◇ 社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアの育成や普及啓発などボランティア活動を支援します。